

令和5年第12回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和5年12月27日(水)
- 2 招集場所 市役所北庁舎5階 N502会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 林 幹字
委員 小野 聡子 委員 高田 彩
委員 大井 知教
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 中野 裕夫
次長兼教育総務課長 麦嶋 潔
生涯学習課長 水越 森蔵
文化財課長 武田 健市
参事兼教育総務課長補佐 我妻 朋学
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 佐藤 良彦
- 8 開会の時刻 午後1時30分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 (1) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和5年度
報告第14号 多賀城市一般会計補正予算(第6号)
に対する意見)
(2) 議案第23号 令和5年度多賀城市教育功績者等表彰
について
日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和5年第11回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。小野委員。

小野委員

議事録の13ページです。学校給食センター所長の後の私の発言部分で、2行目にある「どうか」を削除していただきたいと思います。「どうか教えてください」と言うとは何かお願いしているようになってしまいますので、取っていただけるとありがたいです。

教育長

それでは、そのように訂正ということによろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、林委員、大井委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程第3 諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員

に朗読させますので、よろしく申し上げます。教育部長。

教育部長

それでは、諸般の報告をさせていただきます。資料の1ページをお願いいたします。

令和5年第11回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

はじめに教育総務課関係ですが、12月1日、「令和5年度第4回二市三町教育長会議」が多賀城市教育委員会で開催され、教育長が出席いたしました。

12月7日から20日まで14日間の会期で、「令和5年第4回多賀城市議会定例会」が開催され、教育委員会関係議案は、本日臨時代理事務報告をいたします「令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）」及び先月の教育委員会定例会で決定いただいた「指定管理者の指定（多賀城市大代地区公民館）について」の2件で、原案のとおり可決されました。

一般質問は、12月13日と14日の2日間で行われ、教育委員会関係は6名から7件の質問がありました。なお、質問内容及び回答要旨は別紙のとおりです。

12月17日から19日までの3日間で計4回の「多賀城市立小中学校通学区域の改編に係る保護者説明会」を開催し、高橋地区の保護者36世帯が参加いたしました。また、12月1日から18日に実施した通学区域改編に関するパブリックコメントには、25件の御意見をいただきました。詳細につきましては、本日の次第の「その他」の所で説明させていただきます。

12月20日、市議会多賀城創建1300年事業調査特別委員会が開催され、教育長、教育部長等が出席しました。案件としては、「特別史跡多賀城跡復元整備事業の進捗状況」について報告いたしました。

今年度の市立小中学校への指導主事学校訪問は、12月13日の高崎中学校で終了となりました。

市内の小中学校では、12月24日から1月7日までの冬休みに入っております。

続いて、生涯学習課関係ですが、11月26日、文化センター大ホールで「多賀城第九コンサート」を開催しました。公募で集まった115名の合唱団とオーケストラの共演で第九を演奏し、712名が来場しました。当日は大ホールホワイエで「多賀城第九ウェルカムイベント」を同時開催しました。飲食店3店舗が出店し、料理や飲み物を販売いたしました。

11月30日、「令和5年度青少年育成研修会」を開催しました。多賀城市防犯まちづくり推進協議会、仙台地区青少年育成市町村民会議協議会との共

催により開催し、各団体の関係者128名が参加いたしました。NPO法人アスイクの大橋雄介氏を講師にお招きし、「生きづらさを抱える子ども・若者たちの現状」について講義をいただきました。

12月24日、文化センター大ホールで「陸上自衛隊東北方面音楽隊コンサート2023」を開催し、多くの来場者がありました。関係者を含めて約950名の参加をいただきました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、このページ中段から4ページにかけて記載の別表のとおりです。

最後に文化財課関係ですが、10月7日から12月17日まで令和5年度企画展「文字が語る古代多賀城」を埋蔵文化財調査センター展示室で開催し、1,533名が観覧いたしました。

12月9日、令和5年度企画展関連企画「多賀城歴史秘話 発見！国守館一題箋軸木簡と遺跡保存の物語ー」を文化センター展示室で開催し、80名が参加いたしました。

12月16日、イベント「お正月の準備（家族でつくる正月飾り）」を多賀城史遊館で開催し、小中学生とその保護者25名が参加いたしました。

4ページをお願いいたします。下段でございます。令和5年12月27日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい。」の声あり）

それでは、質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

日程第4 議 事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和5年度多賀城市一般
報告第14号 会計補正予算（第6号）に対する意見

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、「臨時代理事務報告第14号 臨時代理の報告について（令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）に対する意見）」を議題といたします。内容につきましては、次長から説明をいたします。

次長

それでは、資料5ページをお願いします。

はじめに、臨時代理事務報告第14号「臨時代理の報告について」説明させていただきます。

これは、令和5年12月1日付けで、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）の調製について意見を求められましたことから、臨時代理により回答いたしましたので、報告するものです。6ページをお願いします。

こちらが、臨時代理書で、令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）の調製について、令和5年12月4日付けで異議ない旨、回答しております。

それでは、令和5年度一般会計補正予算（第6号）のうち、教育委員会所管に係る補正内容を御説明いたします。はじめに、この資料10ページをお願いします。

歳入予算の補正額の総括表でございます。今回、教育委員会所管に係る補正を含め、歳入予算の合計額は、9億1,658万6,000円の増額となります。続いて、歳出予算の補正ですが、11ページをお願いします。

太枠で囲まれたところが、教育委員会所管に係る歳出予算額となります。

組織名で申し上げますと、教育総務課、生涯学習課及び文化財課など、各課で補正額が生じており、その補正予算の合計額は、1,420万7,000円となります。

今回の補正予算の特徴としましては、令和5年人事院勧告に伴う職員給与等の人件費に係る増額補正が主なものです。

教育委員会所管につきましては、小・中学校の学校管理費で普通教室及び特別支援教室にエアコンを設置するための費用計上が主な増額補正で、その他、社会教育振興費で生涯学習活動費補助金の増額があります。

また、減額補正としましては、学校給食管理費で給食センター内厨房室の空調設備更新に係る事業費の確定に伴う減額が主なものとなっております。

併せて、補正計上した小・中学校のエアコン設置工事を円滑に行うために繰越明許費の設定を行うとともに、令和5年度の各種委託業務について、年度当初から業務を円滑に実施するため、令和4年度中に契約などの事務処理を行う必要があるものの債務負担行為の追加等が主な内容となっております。

それでは、教育委員会所管に係る補正内容につきまして、具体的に御説明申し上げますが、職員人件費関係につきましては、説明を割愛させていただきますので、宜しく願いいたします。26・27ページをお願いします。

歳出補正から御説明いたします。

はじめに、10款2項1目 小学校費の学校管理費で、929万1,000円の増額補正をするものです。説明欄3、学校環境整備事業（小学校）で510万円の増額ですが、これは、小学校エアコン設置工事として、山王小学校及び天真小学校でそれぞれ1教室ずつ、特別支援学級の教室が増となりますことから、各々の教室にエアコンを設置するための費用を計上するもので、主なものは14節 工事請負費で、2教室分の500万円を計上するものです。

ここで、繰越明許費について説明いたしますので、12ページをお開き願います。

第2表繰越明許費、10款2項小学校費の学校環境整備事業〔小学校〕で500万円を繰り越すものです。これは、ただ今、御説明申し上げました山王小学校及び天真小学校へのエアコン設置に関しまして、学校の授業に影響が出ないよう春休み期間での作業を必要とすることから、年度内完了が見込めないため、全額、繰越明許費を設定するものです。工事の完了は令和6年5月末を予定しております。恐れ入りますが、26・27ページにお戻りください。

続きまして、10款3項1目 中学校費の学校管理費で、1,218万9,000円の増額補正をするものです。

説明欄2、学校環境整備事業（中学校）で、1,060万円の増額は、中学校エアコン設置工事として、第二中学校において普通教室及び特別支援学級の教室が2教室増、高崎中学校において特別支援学級の教室が1教室増となることから、各々の教室にエアコンを設置するための費用を計上するもので、主なものは14節 工事請負費で、3教室分の1,050万円を計上するものです。

ここで、繰越明許費について説明します。12ページをお開き願います。第2表繰越明許費、10款3項中学校費の学校環境整備事業〔中学校〕で、1,050万円を繰り越すものです。これは、ただ今、御説明申し上げました第二中学校及び高崎中学校へのエアコン設置に関しまして、学校の授業に影響が出ないよう春休み期間での作業を必要とすることから、年度内完了が見込めないため、全額、繰越明許費を設定するものです。工事の完了は令和6年5月末を予定しております。

生涯学習課長

28、29ページをお願いします。

次に、4項2目 社会教育振興費の200万円の増額補正で、説明欄1 生涯学習活動費補助事業は、市民や市内の団体が行う生涯学習活動に要する経費を補助するもので、全国大会等に出場することに伴う申請件数が増加してい

ることから、当初予定していた交付額を上回ることが見込まれるため、増額補正するものでございます。

次長

30、31ページをお願いします。

次に、10款5項2目 学校給食管理費で99万3,000円の減額補正をするものです。説明欄、学校給食センターの1、学校給食センター運営事業で182万円の減額ですが、これは、厨房室内の空調設備の更新に係る事業費の確定に伴い補正するもので、主なものは、14節 工事請負費で、厨房室内の洗浄室、煮炊室のエアコン更新費用179万円が減額となるものです。

また、後ほど歳入で説明いたしますが、本工事費用について、国庫補助金の交付決定があったことから、併せて財源の組み替えを行うものです。

続きまして、13ページをお願いします。第3表 債務負担行為補正でございます。

これは複数年契約を締結する業務や令和6年度の当初から業務を開始しなければならないものについて、本年度中に契約等の事務処理を行う必要があるため、これらに係る債務負担行為を令和5年度予算に設定する補正を行うものであります。なお、この債務負担行為に係る具体的な予算措置につきましては、令和6年度以降の各年度の歳出予算に計上させていただくこととなります。

設定いたします債務負担行為については、13ページの第3表に記載の各事項の業務の期間及び限度額等に記載のとおりで、その内訳などの詳細について、この資料の32ページに、また、内訳につきましては、33ページから36ページまでに債務負担行為補正の内訳表を掲載しております。

それでは、32ページ以降に掲載する令和5年度債務負担行為補正内訳表等に基づいて説明させていただきます。

ここでは、教育委員会所管の新たに設定するものや設定内容等に特に変更が生じたものなど、主なものを所管課長等から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

生涯学習課長

32ページをお願いします。

表の6段目「大代地区公民館指定管理業務委託」は、大代地区公民館の指定管理料でございます。令和6年度から令和10年度までの5年間で、1億4,143万円を限度として設定するものでございます。

次長

次に、35ページをお願いします。

教育委員会のNo72「医療的ケア看護師派遣委託」で、これは医療的ケアが必要となる児童に対し、医療的ケアを実施する看護師を児童が所属する小学校に派遣するもので、令和6年度当初から業務をスタートさせるべく、あらかじめ令和5年度中に契約準備を進めるため、限度額を1,059万9,000円とする債務負担行為を設定するものです。

続いて、36ページをお願いします。下段の表の下から2段目、No6「教育支援システム借上料」ですが、これは、特別支援教育に関する教育支援システムを借り上げし、教員による個別の教育支援計画や指導計画の作成を支援するICTツールとして導入するもので、令和6年度から令和10年度までの5年間で、限度額を1,282万5,000円とする債務負担行為を設定するものです。以上で、歳出予算の説明を終わります。

続きまして歳入予算について御説明申し上げますので、この資料の18、19ページをお開き願います。

はじめに、15款2項5目 教育費国庫補助金で444万6,000円の増額補正をするものです。2節 中学校費補助金で、説明欄、教育総務課の1「学校施設環境交付金」151万3,000円の計上でございますが、これは、先ほど歳出で説明いたしました「学校環境整備事業（中学校）」のうち、第二中学校のエアコン設置工事業が、文部科学省の学校施設環境改善交付金事業の対象となることから、当該交付金を申請し、内定の採択を受けたため増額補正をするものです。補助率は、対象事業費の3分の1です。

次に、7節 学校給食センター費補助金で、説明欄、学校給食センターの1「学校施設環境改善交付金」293万3,000円の計上でございますが、これは、先ほど歳出で説明いたしました学校給食センター運営事業における空調設備更新工事業の補助金交付決定に伴い増額補正をするもので、補助率は、対象事業費の3分の1です。

以上で、臨時代理事務報告第14号の説明を終了いたします。

教育長

それでは、ただ今の説明につきまして質疑ございませんでしょうか。小野委員。

小野委員

資料36ページの「教育支援システム借上料」の内容を教えてくださいたいと思います。このシステムの対象は小学生でしょうか。

次長

対象は小学校としております。小学校1年生から6年生まで、特別支援学級だけではないのですが、特別な支援を必要とする子の教育に当たりまして、アセスメントを取って個別支援計画を策定して、それを実行に移してというところで、テキストが用意されていたり、特別支援にあたる先生の活動を支援するシステムになります。こちらの借上げを数年度にわたって行う費用です。

教育長

対象は小、中学校全部ですね。

小野委員

ありがとうございます。特別な支援を要する子どもの個別の支援計画、若しかすると教育計画もですか。

教育長

アセスメントと個別の支援計画、それに合った形の教材も入っていきまして、年に何回か専門家のサポートを受けるほか、他の所との交流を行って、使い方の研修もやっていただけるというシステムになっております。

小野委員

現場の先生方にとって負担が無く、適切な支援が出来るようになるという事など思っております。

教育長

一応今年度もトライアルでやっていて、特にある小学校などは相当使ってもらっていて、特別支援学級だけではなく、普通学級にいてちょっと支援が必要だという子たちをアセスメントして通級に繋げるという取組を今回見ることができました。

小野委員

是非たくさん活用していただけると良いなと思いました。導入できて本当に良かったなと思っております。

教育長

その他、ございますでしょうか。小野委員。

小野委員

もう一つですが、エアコンの設置費用で、小学校は2教室分で500万円で、中学校は3教室分で1千万円なのですが、単純に考えていけないと思うのですが、何か要因があるのでしょうか。

次長

小学校費の方で計上しておりますのが、内訳を申し上げますと、山王小学校と天真小学校でそれぞれ特別支援学級が1教室ずつなのです。通常、普通教室は約64㎡くらいなのですが、こちらの特別支援学級は山王小学校が32.9㎡、天真小学校が30.6㎡で、だいたい半分くらいの大きさとなっています。

そちらについては、室内機、室外機とも1基なのですが、普通教室ですと室内機を2つ付ける形になりまして、単純計算しますと半分の教室なのですが、こちらに付けるのが1台250万円、それで普通教室は200万円の室内機が2つあるので、1教室で400万円掛かるのです。

ですから、小学校費については250万円掛ける2で500万円、中学校費につきましては、普通教室の大きさの部屋が2つあるので、400万円掛ける2の800万円で、今申しましたのは第二中学校ですが、もう一つ高崎中学校の特別支援学級は半分くらいの教室に付けますので、そちらが250万円となり、800万円に250万円を足しまして1,050万円の計上となっております。

小野委員

納得しました。ありがとうございます。

教育長

その他、何か質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第14号について承認します。

次に、議案第23号ですが、人事案件になりますので、本件につきましては、「多賀城市教育委員会会議規則第5条」の規定に基づき、秘密会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

教育長

異議がないものと認め、議案第23号について原案のとおり決定します。
それでは、ここで秘密会を閉じさせていただきます。

日程第5 その他

教育長

次に、その他に入ります。
各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。
それでは、教育部長。

教育部長

本日お手元に何種類かの資料を御用意させていただきましたけれども、先に行政経営会議付議申出書と書かれた中で、「就学援助制度の認定基準の見直し及び新型コロナウイルス感染症就学援助の廃止について」と題した資料を御説明します。

こちらは先日市の意思決定機関である行政経営会議の方に提案した内容でございまして、そちらの内容については承認いただいたものでございますけれども、御承知のとおり学校教育の現場においては、経済的に困窮する世帯に関しては就学援助制度というものがあって、教育扶助を行っているところなのです。

長年多賀城市においては、算定根拠として特別支援教育就学奨励費を算定ベースとして、そこで算出される基準額よりもそれが下回っている場合、下回っている世帯に対してだけ対象としていろんな扶助を行ってきました。

ところが長年どんどんどんどんいろいろな状況が変わる中で、県内の多くの自治体においては、同じ基準ベースを取っているんですけど単純にそれ以下ではなくて、それに係数を掛けて一点何倍とかをベースとして、それを下回る場合にはということで動いて来ておりました。

お手元の資料ですと5ページをお開きいただきたいのですが、ここに県内各市の状況を記載させていただいておりますが、基準根拠のところには私が先ほどお話しました就学奨励費以外の生活保護ベースもありますが、その隣の乗率を見てくださいと、それぞれの自治体でベースとなる根拠法に基づいて単純に暗算ということではなくて、それに係数を掛けた形で動いて来ていたところがありました。これは県内の自治体に限らず文科省で出している調べによりまして全国的自治体も概ね1.2倍とか1.3倍という動きをとっていたところでありました。

そう言った現状にあるということと、本市の現行制度が平成16年にスタートして今日に至っていて、そこからもう約20年近く経つ訳なのです。その間に消費者物価指数というのも上がっております。今般で申し上げますといわゆる物価高騰の煽りもあるということで、やはり多賀城市においても就学援助制度の見直しを図るべきではないかということです。

それで結論から申し上げますと、いろんな制度に従って、県内の自治体の動きなども参酌しつつ、現行制度の1.0未満から1.3倍未満にしましょうという改正を行ったというものです。その内容がお手元の3ページをお開きいただきたいと思うのですが、項番2のところに「見直しの内容」ということで、改正前は1.0倍未満であったものを1.3倍未満としますよということです。いつから実施するのかということについては、来年度当初からということと考えております。その算定の仕方はどう変わるのかということについては、記載してある内容を皆さんと共有させていただきたいと思うのですが、3の認定方法ということで、前年の世帯所得ということになっております。なのでお二人で仕事をされている世帯については、所得が全て合算されるわけなのですが、その合算した所得というのが多賀城市の場合は特別支援教育就学奨励費の需要額算定に基づいた需要額のアンダーだったということだったのですが、今度はこれに1.3倍を掛けたものよりも低い場合は対象としますよということです。

それじゃどこから対象になるのということが皆さんの関心事だと思うのですが、正直いろいろなケースバイケースということがありますので、参考事例ということで項番4を見ていただければと思うのですが、モデルケースとして挙げさせていただいた一例が、ひとり親で子どもお二人の3人家族のケースです。世帯年収が486万円、これは給与収入の世帯ということです。この場合ですと世帯の所得額というのが、収入に対して様々な所得控除額というのがあるのですが、それを引いた結果として左の表の下から2段目、所得というのが年間で228万円と算定されるということです。

これを12月で割って、一月当たりで見ますと19万円となります。現行の制度ですとその右側にあるのですが、右側の一番下の段、1.0倍ですと17万円が認定基準額となるので、19万円ですと不認定という形になります。ただ1.3倍まで引き上げることによって認定基準額が22万円まで上がりますので、今申しあげましたこういった世帯の486万円の世帯が対象となるということです。

次のページをめくっていただきまして、もう一方で多子世帯の例なのですが、両親共働きの世帯で子ども3人の5人家族で、世帯収入が622万円の世帯です。これも同様に現行制度ですと世帯の所得28万円に対して、認定基準額が25万円ですと不認定となるのですが、1.3倍となることにより32万円と

なって対象となりますよということです。

今申し上げたのがモデルケースというふうに挙げましたが、これは実際にこういった御家族が申請をされてこれまで不認定となったという実例でございます。

そうした結果、制度を見直すことによる影響額というのはどの程度なのかということについては、項番5に挙げさせていただいておりますけれども、年額で約230万円と見ております。その230万円の根拠として17人としておりますが、その17人というのは直近の数年間で不認定となった方の平均値で見ております。なので制度が変わったということに基づいて、それらの周知が図られることによって潜在的に今まで私は対象とならないのではないかという方が申請されることによってもうちょっと影響が出るかもしれませんが、今現時点ではこの程度の影響額というふうに見ております。

加えて資料にはどこにも記載はございませんけれども、多賀城市の就学援助の認定比率は約11%です。ではこの数字はどうなんだということなんですが、例えば近隣の某自治体ですと約25%となっています。まあ4人に一人が就学援助の対象になっているということを考えれば、当市の数字はかなり低いのかなということでもあります。

制度の見直しに伴ってこの就学援助の比率がどの辺まで伸びるのか定かではありませんけれども、現状としてはそういった結果です。

その他参考として、項番6に消費者物価指数の推移をグラフで表してございます。これは2020年を100として見た時に現状の制度の走りとなった2004年、平成16年は95.5、それが現在、直近の本年10月ですと107.1となり、11.6ポイントも上昇している。こういった状況も鑑みながら今回は制度の見直しに着手したということでございます。以上でこの資料の説明を終わります。

教育長

就学援助制度に係る認定基準の見直しについて、ということでしたけれども、何か御質問等がありましたらお願いします。大井委員。

大井委員

就学援助の中身ですが、学用品と学校給食費、修学旅行費用に対する援助ということですね。

教育部長

そうです。

大井委員

認定の比率は多賀城市が約11%、某市が25%ということで、そんなに差があるのですか。

教育部長

そもそもお話の某市というのは今我々がやろうとしている1.3倍でもう走っている自治体です。その結果としてとは言いかねるとは思うのですが、私どもとしましては県内他市の平均年収というものも調べたのですが、あるリサーチによれば、多賀城市は全国、県内の平均よりは落ちていますね。年収で約10万円くらいだったと思うのですが。

小野委員

認定基準を1.3倍にさせていただいて、私は助かる家庭が沢山あるだろうなと思いました。

教育長

この1.3倍も基準の根拠が違っているので、1.3だから同じという訳でもないのです。基準が生活保護のものであったり、特別支援教育就学奨励費の基準であったりするので、単に1.3倍でも基準額が変わってくることから、皆同じということではない点を押さえていただければと思います。

教育部長

説明が不足しておりました。今教育長からお話があった通りなのですが、私どもと同じように特別支援教育就学奨励費を積算根拠に持っている自治体でも、最終的に乗率を掛けた結果が同じではありません。と申しますのは、その控除対象となっている費目の違いもさることながら、そもそも奨励費の需要額算定ベースの考え方が違うのです。生活保護などで何級地という言い方があるのですが、多賀城市はⅡの2級地と言われております。この辺の近隣の自治体ですと同じようにⅡの2級地となりますが、やや北寄りの自治体で3級地となりますと、生活の物価水準なども鑑みてベースがちょっと下がっています。

そういったことを考えますと、必ずしも同じ結果ではない。結論から申し上げますと乗率が同じになっていまして、出てくる判断基準というのは様々なのかなということでもあります。

教育長

ですから、そのまま比較というのが出来ないということを御理解いただければと思います。この件についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長

次に「多賀城市におけるオンラインを活用した不登校・長期欠席の子どもたちの育ちと学びのサポートの充実を目指す連携協定の締結について」説明をお願いします。教育部長。

教育部長

不登校対策に関することなのですが、本年の3月に文科省の方では、いわゆる「誰一人取り残さない学び」ということで、COCOROプランなるものが出されているところがございますけれども、全国的にも不登校の小中高校生が増えていて、30万人を超えていると言われております。その中で本市においても例外ではなくて、本市の小中学校の不登校数も増加傾向にあるということがございます。なので不登校対策としては今でも項番2のところにいるいろいろな取組を書かさせていただいておりますけれども、いろいろなチャンネルがあっただろうということです。それで不登校になっている方々もそれぞれ個によって状況も違いますし、状態というのも時を追って変化していくものですから、そう言った意味でもいろいろなチャンネルがあっ、いろいろな人が関わってということで取組んでいく必要があるだろうということです。

今回この資料の2ページ目にあります「一般社団法人 manako」さん、こちら本年12月に法人格を取った団体ですが、ここと連携協定を結んで不登校対策に取り組んでいこうということです。

それじゃここと提携して何か新しいことをやってもらうかということではなくて、manakoさんが既に取り組んでいる内容に多賀城市の教育委員会がOnして、相互に情報を共有して連携して不登校対策に取り組んでいきたいというものであります。

manakoさんの概要について、若干資料に基づいてお話させていただきますと、項番1にありますとおり団体の概要としては、2022年の5月に設立された団体で、本年の12月に法人格を取得したということであります。

共同代表がお二方いて、現在教員免許を取得される予定の方々がスタッフとして、県内全域を対象として取り組んでいる内容です。

どんな目的で取り組んでいるのかということについては、項番2の方に活動理念を書かせていただいておりますが、社名の由来にもなりますとおり「学びとコミュニケーション、それを大切にして、安心できるオンラインと対面の居場所を提供すること」で取り組んでいる団体であります。

この団体がキャッチしている社会的課題というのが、項番3の左側にあり

ますとおりの居場所の不足であったり、自己肯定感の低さであったり、質の高い学びが不足しているのではないかなどです。この社会的課題に対して解決手だては、右側にありますとおりの Vision、Mission、Value、こう言ったものを掲げて取り組んでいます。

それじゃ具体的にどのようなことをやってるのかということについては、項番 4 に活動内容を書かせていただいておりますが、まず入り口としてはオンラインを通して、そこでお話、いろんな相談相手として、その相談を通して次のステップで学習のサポート、学習支援を行うというものです。そこから更に今度発展形となると、それぞれ主催する先生方でのイベントなどに manako に入らせていただいているという取組をしている。あと、それぞれ団体に参加されるスタッフさんの中での自己研鑽ということで研修活動を行っているということです。

ここにありますとおりの実績などを鑑みながら私ども多賀城市教育委員会としては、今回この連携協定を結ぶということです。連携協定に当たってどのような内容で結ぶのかということについては、最初のページに記載している項番 3 にありますような内容で連携を進めていきたいと考えておりました。

当面、まず 1 年間。あとその後は自動更新という形で出来ればと考えておりました。今後の流れとしましては、年が明けて 1 月に市の意思決定機関であります行政経営会議に報告をして、その後承認となった上で連携協定を締結したいと思っております。その際には大々的にマスコミの方にリリースして報道機関にも入っていただいた形で対応していきたいと考えています。説明は以上であります。

教育長

この件についても何か質疑等がございましたらお願いします。小野委員。

小野委員

多賀城市以外にも連携協定を締結しようとしている自治体というか、教育委員会はありますか。

教育部長

今はありません。事業面での連携かどうか分かりませんが仙台市とは連携というか、ここでいう連携とは別に、連携協定という形ではないのですが一緒に業務はされていると伺っています。

教育長

仙台市がほとんどだったということです。大井委員。

大井委員

この団体は宮城県で立ち上がった団体なのですか。

教育部長

最後のページ、これは manako さんのパンフレットの写しなのですが、これを見ていただきますとターゲットと書いてあって、宮城県内の全ての小中学生を対象としているみたいですね。

教育長

実際はターゲットにしているのですが、去年までは仙台市が殆どということでした。小野委員。

小野委員

つまり仙台市でやってきたことを更に宮城県内にも広げていきたいということですね。

教育長

そうですね。相談窓口というのがなかなか無かったのと、仙台市では教育委員会ということではなくて学校と直に連携していたみたいなんです。それと教育委員会と連携すると出席扱いというのもしやすいということもあり、向うとしては是非というお話もあるということですね。

小野委員

希望の持てる子も出てくるのではないかなとか、多様な受け皿があると子ども達にとっては自分と合うところといろいろやり取りが出来るのかなと思います。

教育長

その他何かございませんか。この件についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長

次に「多賀城市小中学校通学区域の改編について」説明をお願いします。次長。

次長

小中学校通学区域の改編について、地図が添付してある資料で御説明します。小中学校通学区域の改編を行っているものでございます。1ページおめくりいただいて、行政会議付議事案調書を御覧ください。こちら先ほど部長が申しあげました行政経営会議と同じもので、執行部の中での意思決定機関となっております。

1の付議事案名が「多賀城市小中学校通学区域の改編について」でございまして、先般、八幡小学校に山王小学校の区域の一部を編入するというのを御説明しました案件になりまして、改編案については御説明さし上げていたそのものをパブリックコメントと保護者説明会を通じて意見をいただきまして、その結果を御報告さし上げた上でこの案で小中学校通学区域の改編について決定をしていただくというものであります。

項番3の本市の課題につきましても、前回お示ししていた通りなのですが、中黒の下から5番目、「パブリックコメントや保護者説明会を通じて住民意見を集約したところ、今回改編となる地域の通学路の安全性の確保や激変緩和措置期間に該当しない対象児童の転校希望など、学校や地域との連携が必要なケースや個別事情による対応が必要とされるケースが見受けられた」ということでございます。

4番の「実施までの手段・スケジュール・施行時期等について」でございまして、令和5年度の10月までに小中学校学区検討会議を3回開催しておりまして、11月に行政経営会議に付議して、市議会の全員協議会へ説明をさしあげました。こちらの教育委員会定例会においても同案件を説明させていただきました。

その後、12月にパブリックコメントの実施、保護者説明会の開催、そして本日こちらの案件を行政経営会議に再度付議いたしまして、決定をいただいているところでございます。

次に資料の1ページを御覧いただきたいと思います。こちらの改編案については、御説明申し上げていたとおりなのですが、大切な部分なので再度かいつまんで御説明いたします。

項番1、多賀城市小中学校通学区域の改編案の括弧1、通学区域改編の内容についてでございますが、アに記載のとおり「令和7年度以降、小学校第1学年に入学する児童のうち、高橋東一区及び高橋東二区に居住するものについては、指定学校を多賀城八幡小学校に変更する」、イ「令和13年度以降、中学校第1学年に入学する生徒のうち、高橋東一区及び高橋東二区に居住するものについては、指定学校を高崎中学校に変更する」というものです。

括弧2の激変緩和措置、ア「(1)アの児童は、兄弟等の通学状況、通学安全性や利便性等、様々な事情により多賀城八幡小学校への入学を希望しないことが想定されることから、保護者の申し出により、指定学校を山王小学校

に変更することができるものとする」ものです。なお、「当該取り扱いについては、令和5年度中に出生した子どもまでを対象とする」ものです。イ「(1)イの生徒のうち、(2)アの措置により山王小学校に入学したもので第二中学校に入学を希望する場合は、保護者の申し出により、指定学校を第二中学校に変更することができるものとする」、「当該取り扱いについては、(2)アの対象となる令和5年度中に出生した子どもまでを対象とする」ものでございます。

その下の参考図表につきましては、今説明したものを図表に示したものでございますので、説明は割愛させていただきます。

次の地図でございますが、こちらも前回説明した内容に変更はございませんけれども、下の吹き出しにあるとおり、高橋東一区とは高橋三丁目、高橋東二区とは高橋四丁目、五丁目、それから大字高橋、北の方ですが、その地域になりまして、このエリアが山王小学校から多賀城八幡小学校に通学区域を編入するというエリアになります。

次の3ページをお願いします。項番2、令和5年11月28日に市議会の全員協議会で御説明しましたが、その後に行っている取組について御説明します。括弧1、パブリックコメントの実施ですが、令和5年12月1日から同月18日まで18日間行っています。

括弧2、保護者説明会の実施、令和5年12月17日から同月19日までの間で計4回開催しております。

項番3、住民意見聴取結果の概要でございます。令和5年11月に説明いたしました通学区域の改編案につきまして、ただ今申し上げましたとおりパブリックコメントの募集と保護者説明会を開催して住民意見を求めました。その結果は概ね賛成意見が多く、山王小学校の学習環境が過密化している状況を踏まえて、在学児童の負担を考え、未就学児童から多賀城八幡小学校へ計画的に改編を進めていくことや、激変緩和措置を設けて対応する本改編案は妥当であると評価する声が多かったというものであります。

なお、学区改編後の多賀城八幡小学校への通学路に関する不安や要望もあげられましたことから、警察、学校、地域及び交通安全協会等との協力をしていくことも考えてございます。

また、パブリックコメントにおきまして、今回の改編区域以外の地域についての学区見直しを求める意見もありましたことから、今後も継続して通学区域適正化事業に取り組んでいくこととするものであります。

その辺について少し詳しく述べたいと思います。括弧1、パブリックコメントでございます。実施時期、募集方法、応募内容等については、記載のとおりでございます。応募内容の件数は市ホームページから24件、窓口が1件の計25件で、応募者の状況につきましては記載のとおりでございます。様々

な地域の方からいただきました。年代別につきましては、40代が一番多かったものでございます。

括弧ウ、意見概要につきましては、賛成の方が9件、反対が2件、その他が14件の計25件です。それでは、その概要でございますが、b結果内容別概要の括弧a賛成意見の主なものと見ますと、上から3番目の項番3、こちら同意見として4件いただいております。まとめにしてございますけれども、「時間をかけて計画的に移行すること、学校を選択する余地もあることから、山王小学校の過密化が解消され、児童の学校生活がより良いものになると思います」という御意見でございました。

それから、4番、「山王小学校のキャパシティを超えた児童の受け入れは、学校設備の問題、教員や児童への負担など、教育の質の低下につながりますので、妥当性が高い措置だと考えられます」、あとは5番目、「在学生の転校は負担が大きいのので、今回の案のとおり未就学児から多賀城八幡小学校へ改編を進めていくのは、アンケートの結果からも可能だと思います」という意見をいただいたところでございます。

その下b、反対意見の主なものでございますけれども、こちら2件ですが、「親世代では4クラス程度は当たり前だった。学校運営が難しい人数とは言えないと思うので、現在の人数で学区再編を行うのは時期尚早ではないか」、「高橋四丁目は山王小学校の方が近いので学区を変えないでほしい」という意見もございました。その他意見の主なものとして一番下cですね。こちらの人数が多かったのですが、「浮島地区の中学校区を、現在第二中学校なのですが、高崎中学校にしてほしい」という内容のものが多く御意見として寄せられておりました。

次の5ページに「山王小学校や多賀城八幡小学校だけでなく、市内全部の地域で学区の見直しをしてほしい」、「東北学院大学工学部跡地の開発計画に伴って高崎中学校や多賀城中学校の学区も検討していくべきである」という意見も同意見として4件いただいたところでございます。

次に括弧2、保護者説明会でございます。対象者は記載の高橋三丁目、四丁目、五丁目及び大字高橋に居住する未就学児の保護者93世帯として、保護者説明会を開催したところでございます。

実施時期及び参加世帯数につきましては、12月17日の日曜日に午前、午後それぞれ行っております。18日月曜日、19日火曜日にそれぞれ夜7時から行っております。参加世帯数は36世帯、対象の93世帯中36世帯の方々に御参加いただいております。開催場所は高橋地区生活センターです。

質疑及び意見内容でございます。括弧アの改編内容に関するところでございますが、記載のとおりなのでございますけれども、項番2の「令和7年度に新小学1年生なる児童が対象とのことなのでございますけれども、自分のお子さんがある

方なのですが、現在山王小学校に通っている兄や姉も多賀城八幡小学校の方に通学することができないのか」ということですか、4番「令和7年度から通学区域が改編されるとのことであるが、高橋南区や高橋北区、今回の該当以外の高橋地区ですが、多賀城八幡小学校に入学を希望した場合は希望が叶うのでしょうか」という話です。

次のページをお願いします。括弧イの通学路等の安全に関することで、1番「高橋東地区から多賀城八幡小学校へ通学する経路で、一本柳の新しく出来た工業団地、さんみらい多賀城工業団地ですが、ここの東端の交差点、育英学園から東へ八幡小学校の方に向かって行った突き当りの交差点には信号機が設けられていないので、改善をお願いしたい」というものでございます。

「また、交通安全や不審者等対策のための街頭見守り活動を行っていただけないでしょうか」という話です。

あと2番目は「多賀城八幡小学校へ集団登校等を実施する予定はございませんか」という話もいただきました。

それからウ、教育の内容に関することとしましては。「山王小と多賀城八幡小では教育の質や学力レベルに差はないでしょうか」という御心配の声などもいただいたところ です。

エの多賀城八幡小学校の施設・キャパシティに関することにつきましては、「この改編案によって多賀城八幡小の学級編成はどのようになるのでしょうか。また、キャパシティは十分あるのでしょうか」という御意見をいただいたところ です。2番目「山王小学校の校舎増改築の計画と多賀城八幡小でも同様の増改築が行われるのか聞きたい」というお話もいただきました。

これらについては、一つ一つ御説明差し上げて、納得いただいたところ です。その他、「来年度以降も今回と同様の説明会は開催されるのか」あるいは、「多賀城八幡小学校の放課後児童学級の準備は大丈夫か」との御意見も寄せられましたが、これら保護者の方々の御要望などもお聞きしながら対応して参ること、それから、多賀城八幡小学校の放課後児童学級の準備につきましては、適用までに一年間準備期間を設けますので、そういった準備期間の中で対応していきたいとお伝えしたところ です。

項番4、今後の流れでござい ます。これから来年1月になりますけれども市議会全員協議会で本案件を説明いたしまして、最終的に御理解をいただく方向で進めていくところ でござい ます。

その後、2月の教育委員会定例会で本案件を改めて正式に付議いたしますので、御審議をいただきたいと存じます。お認めいただきましたならば、多賀城市立学校の通学区域に関する規則の改正を行いまして、保護者、地域住民の皆様に広報周知に努めてまいります。

4月にはこちらの改正規則等を施行いたします。ただし、1年間の準備期

間を設けまして、令和7年度の新入学児童から適用の予定です。

なお、激変緩和措置によりそれぞれの個別事情に配慮しながら丁寧な対応に努めてまいります。私からの説明は以上でございます。

教育長

この案件については、正式には後ほど審議していただくことになるのですが、現時点で質疑がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

概ね賛成の意見が多かったということで、ちょっと安心はしたところなのです。

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和5年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時45分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐藤 良彦

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和6年1月24日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委 員

印

委 員

印